

令和 5 年 10 月 10 日

民生 常 任 委 員 会 会 議 録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和5年10月10日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

菅原善幸委員長
辻畑めぐみ副委員長
鈴木新一委員
今野恭一委員
柏恵美子委員
鈴木悦代委員

出席議長団（2名）

鎌田礼二議長
西村勝男副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長	本多裕之	市民生活部長	高橋五智美
福祉子ども未来部長	長峯清文	市立病院事務部長	鈴木康弘
総務部 行財政改革推進 専門監	佐藤一樹	福祉子ども未来部 次長 兼生活福祉課長	並木新司
総務部 財政課長	佐藤涉	市民生活部 市民課長	中村成子
市民生活部 税務課長	志野英朗	市民生活部 環境課長	引地洋介
市民生活部 保険年金課長	布施由貴子	市民生活部 浦戸振興課長	菊池亮
福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴木和賀子	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本多佳子
福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部公一	市立病院事務部 業務課長	平塚博之
市立病院事務部 医事課長	庄司晃	市民生活部 市民課市民総務係係長	阿部俊弘

事務局出席職員氏名

事務局 長	相澤 和 広	議事調査係 長	石垣 聡
議事調査係 主査	工藤 聡 美	議事調査係 主査	梅森 佑 介

会議に付した事件

議案第50号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第52号	令和5年度塩竈市一般会計補正予算
議案第53号	令和5年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第54号	令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
議案第55号	令和5年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第56号	令和5年度塩竈市立病院事業会計補正予算
議案第57号	権利の放棄について
議案第58号	権利の放棄について
議案第59号	権利の放棄について
議案第61号	権利の放棄について
議案第63号	塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について
議 題	閉会中の継続審査・調査の申し出について

午前10時00分 開会

○菅原委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくとも差し支えありません。

さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力お願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第50号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第53号「令和5年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第54号「令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第55号「令和5年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、議案第56号「令和5年度塩竈市立病院事業会計補正予算」、議案第57号「権利の放棄について」、議案第58号「権利の放棄について」、議案第59号「権利の放棄について」、議案第61号「権利の放棄について」、議案第63号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」並びに閉会中の継続審査・調査の申し出についての12件であります。

これより議事に入ります。

議案第50号、第52号ないし第59号、第61号及び第63号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例など計11か件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 それでは、保険年金課から、議案第50号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

資料No.5、定例会議案と、資料No.21の定例会議案資料をご用意いたします。

まず、資料No.5、定例会議案の8ページをご覧ください。

提案理由にありますとおり、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産する国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税を免除するため、所要の改正を行うものでござい

ます。

内容につきましては、資料No.21の定例会議案資料の5ページでご説明をいたします。資料No.21の5ページをお開き願います。

1の概要につきましては、提案理由でご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

2の改正内容でございますが、所得割、均等割、平等割により算定されます本市の国民健康保険税のうち、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の4か月間の所得割、均等割を免除するものでございます。具体的には、出産予定月の前月から翌々月の4か月分が免除対象となりますが、多胎妊娠の場合には、出産予定月の3か月前から翌々月までの6か月間が免除対象となります。また、既に軽減措置を受けている被保険者につきましては、軽減後の税額の4か月相当分が免除対象となります。

なお、免除相当額については、全額公費負担となります。

3の施行日等につきましては、令和6年1月1日から施行し、令和5年度分の保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の保険税について、適用となります。

なお、同じ資料の1ページから4ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第50号についての説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 続きまして、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民課に係る部分について、ご説明いたします。

資料No.21、第3回市議会定例会議案資料の17ページをお開きください。

政策経費における補正予算事業について、2の補正予算計上事業についての一覧表のうち、市民課所管分としまして、5番、新婚さんいらっしやい事業、続きまして、18ページをお開きいただきまして、13番、町内会等コミュニティ強化支援事業、14番、集会所整備等助成事業、15番、塩竈市地域安全まちづくり基本計画進行管理事業、以上4事業につきまして、補正予算の計上を行うものでございます。

次に、補正の予算額について説明をいたしますので、資料No.19の塩竈市一般会計補正予算説

明書の7ページ、8ページをお開きください。

7ページ、一番左の款項目の欄、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費のところですが、8ページ右側の事業内訳に記載のとおり、新婚さんいらっしやい事業につきましては、563万5,000円を計上するものでございます。内訳といたしましては、節の欄、第7節報償費に562万5,000円、第10節需用費に90万6,000円のうち、消耗品費として1万円を計上しております。この理由といたしましては、当初予算要求時の想定よりも婚姻数が増加傾向にあることから、今後の見込みを加えて増額補正をするものでございます。

同じく、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、事業内訳記載の町内会等コミュニティ強化支援事業につきましては、1,660万円を計上いたしております。節の区分で申し上げますと、第18節負担金、補助及び交付金3,129万1,000円のうち、町内会等コミュニティ強化支援事業補助金として1,660万円の計上となっております。昨年度、コロナ禍の影響による町内会のコミュニティー活動の低下を補うため、補助金の交付を行い、支援をいたしてまいりましたが、大変好評であり、今後の問合せも多く寄せられたことから、自主的な活動をさらに支援するために事業費を計上するものでございます。

続きまして、同じ7ページ、8ページの下段になりますが、第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の欄、8ページ右側事業内訳にあります集会所関係費につきましては、全体で193万2,000円を計上するものでございます。内訳といたしましては、節の欄、第12節委託料として118万4,000円、次の9ページ、10ページ、第18節負担金、補助及び交付金として74万8,000円となっております。町内会などの自主的な活動の場となっております集会所において、町内会からの修繕の要望を受け、助成を行うものでございます。

恐れ入りますが、前のページ、7ページ、8ページにお戻り願います。

同じく、第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費、事業内訳記載の防犯対策事業につきましては、16万4,000円を計上するものでございます。内訳といたしましては、第1節の報酬に16万円、第10節の需用費に4,000円でございます。塩竈市地域安全まちづくり基本計画に基づく取組の進捗状況等を共有するため、その推進会議を開催するために経費を補正計上するものでございます。

以上が、議案第52号の市民課に係る部分の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それでは、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、浦戸振興課所管分をご説明申し上げます。

資料No.21の第3回市議会定例会議案資料の26ページをお開き願います。

浦戸地区未利用地活用事業について、ご説明申し上げます。

1の概要ですが、桂島の防災集団移転跡地の利活用として、芝生化を実施するものです。

2の事業内容でございます。専門家の指導の下、ワークショップ形式で芝張りを実施します。まず、数種類の芝を植え、どの芝が根づくかなどの調査を行います。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は150万円で、その財源として、被災沿岸地域の持続可能な地域づくり支援事業補助金として25万円、残り125万円は一般財源としております。

4の今後の予定でございますが、補正予算をお認めいただきましたなら、11月にワークショップを開催したいと考えております。

次に、歳入歳出補正予算額について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.19、一般会計補正予算説明書の7ページ、8ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費ですが、8ページの右側の事業欄に記載のとおり、浦戸地区未利用地活用事業といたしまして150万円を計上しております。内訳といたしまして、第10節需用費の消耗品に10万円、ワークショップに係る委託料として第12節委託料に50万円、芝生の購入代として第15節原材料費80万円を計上しており、合わせて150万円となるものです。

また、歳入につきましては、恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第16款県支出金第2項県補助金第1目総務費県補助金の右側の説明欄にあります、被災沿岸地域の持続可能な地域づくり支援事業補助金として25万円を計上しております。

続きまして、朴島浮き橋整備事業についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.21の27ページをお開き願います。

1の概要ですが、島民や朴島を訪れる観光客の利便性向上や安全性確保のため、浮き橋の整備に向けた実施設計を行うものです。

2の事業内容ですが、設計業務として、まずは、地元の皆さんとのヒアリングや地質調査、また、橋の構造等を決定してまいります。

3の事業費及び財源内訳になります。事業費は3,000万円で、その財源につきましては、全額、辺地対策事業債を充当することとしております。

4の今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたなら、設計業務の契約手続に入り、令和6年3月の業務完了を目指します。

続きまして、歳入歳出の補正予算額について、ご説明を申し上げます。

資料No.19の7ページ、8ページに、すみません、お戻りいただければと思います。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費で、8ページの一番右側の事業欄の中ほどの記載にあります、朴島浮棧橋整備事業として3,000万円を計上しております。こちら、全額が実施設計の委託料としております。

また、歳入につきまして、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。

下段の第22款市債第1項市債第1目総務債の右側の説明欄にあります、朴島浮棧橋整備事業として3,000万円を計上しております。

次に、地方債の追加でございます。

恐れ入ります、資料No.18の一般会計補正予算の5ページをお開きください。

上段に、第4表で、地方債補正の1、追加として、朴島浮棧橋整備事業分として3,000万円を追加するものでございます。

最後に、政策経費における補正予算事業について、ご説明申し上げます。

資料No.21の17ページをお開きください。

浦戸振興課所管の2つの事業について、説明いたします。

表のうち、7番の浦戸諸島運搬費用助成事業は、島民の自家用車の車検更新の際に、本土までの運搬する費用や燃料の運搬費を助成するものになります。下期分として56万3,000円を計上しております。

次に、その下、8番の敬老乗船券費になります。こちらは、70歳以上の浦戸の島民に対して、無料乗船券を年間96往復分交付しているもので、下期分として500万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入歳出の予算額について、説明いたします。

恐れ入ります、資料No.19の7ページ、8ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第8目支所費ですが、8ページの一番右側の事業内訳欄にございます支所管理費、こちらが浦戸諸島運搬費用助成事業となっております、56万3,000円

を計上しております。

歳入ですが、同じ資料3ページ、4ページにお戻りください。

第19款繰入金第1項基本繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金として、4ページの一番右側の事業内訳欄にございます、運搬費、輸送費、合わせての56万3,000円を計上していることとしております。

最後になります。敬老乗船券については、同じ資料の11ページ、12ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費の右側の事業内訳欄にあります、敬老乗船券費として500万円を計上しております。こちらの敬老乗船券費に係る財源は、全額一般財源となります。

浦戸振興課からの説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○菅原委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 私から、「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課が所管するものについて、ご説明をいたします。

資料No.19、補正予算説明資料と、資料No.21、議案資料をご用意いたします。

初めに、歳出予算からご説明いたします。

資料No.19の9ページ、10ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費第22節償還金、利子及び割引料に、国庫補助金等精算還付金として1億4,055万8,000円を計上してございます。これは、令和4年度に実施いたしました非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金、こちらの実績報告によりまして、額の確定に伴い、受入れ済みの補助金、国の補助金額と、その差額が生じたために、超過交付分を返還するものとなります。

次に、同じ資料の11ページ、12ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、こちらの第13節使用料及び賃借料に57万6,000円を、第19節扶助費に20万円をそれぞれ計上しております。こちらは、新たに整備いたします火災被災者支援事業に係る費用として計上するもので、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

この財源といたしまして、第19款繰入金第1項基本繰入金第9目災害救助支援基金繰入金第1節災害救助支援基金繰入金に377万6,000円を計上しております。このうちの77万6,000円が、生活福祉課の火災被災者支援に係る部分となります。

次に、事業の説明をいたしますので、資料No.21、議案資料の28ページをお開き願います。

火災で被害を受けた方への支援の拡充について（宿泊費用等）という部分です。

1の概要ですが、これまでも火災被災者に対しましては、日本赤十字社からの緊急支援物資や市税等の減免など対応はしていましたが、応急的な住まいや見舞金などはなかったことから、今回新たに支援制度を整備するものでございます。

2の事業内容です。（1）宿泊費用等の負担については、火災被害で宿泊場所の確保が困難である場合に、最大3泊を上限として、市内のホテルなどの宿泊費用を市が負担するものとしております。

（2）の見舞金ですが、罹災証明により半焼以上と認められた場合に、1世帯当たり一律5万円の見舞金を支給するものです。

3の事業費及び財源内訳ですが、年間の火災発生件数を8件、1世帯を4名と仮に設定いたしまして、①の宿泊費は延べ48泊分として57万6,000円、見舞金としましては、4世帯分として20万円を合わせて77万6,000円と積算してございます。

4、今後の予定ですが、本予算をお認めいただけましたならば、10月から運用できるように、要綱等を整備してまいりたいと考えてございます。

生活福祉課からのご説明は、以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 続きまして、保険年金課から、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保険年金課に係る部分について、ご説明をいたします。

資料につきましては、資料No.19と資料No.21、17ページになりますが、補正予算につきましては、資料No.19、補正予算説明書でご説明をいたします。

資料No.19、補正予算説明書の11ページ、12ページをお開き願います。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費の右側の事業内訳、子ども医療費助成事業として、10月からの所得制限撤廃に係る対象者増加に伴う扶助費、4か月分として1,349万円を第19節扶助費に計上しております。

なお、財源につきましては、全て一般財源としております。

保険年金課からの説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、子ども未来課から、議案第52号「令和5年

度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子ども未来課に関わる部分について、ご説明させていただきます。

議案資料、No.18、No.19、No.21をご用意いたします。

初めに、資料No.21、議案資料の17ページをお開き願います。

17ページの政策経費における補正予算事業のうち、2、補正予算事業、9番“こんにちは赤ちゃん”誕生祝いギフト贈呈事業について、説明させていただきます。

この事業については、塩竈市にお生まれになりました赤ちゃんとそのご家族を祝福して、健やかな成長を願って、定住促進を促すものでございまして、上期分を骨格予算に編成し、下期分について計上する事業になります。

事業費及び財源内訳ですが、9月補正として147万7,000円の増額補正をしようとするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、No.19、補正予算説明書でご説明させていただきます。お手元に資料No.19をご用意いたします。

資料No.19の11ページ、12ページをお開き願います。

第3款民生費第2項児童福祉費第5目子育て支援費第12節委託料として147万7,000円を計上しております。

“こんにちは赤ちゃん”誕生祝いギフト贈呈事業については、以上となります。

続きまして、資料No.21、定例会議案資料の29ページをお開き願いたいと思います。

塩竈アフタースクール事業（こどもほっとスペースづくり支援）について、説明させていただきます。

1の概要ですが、新型コロナの収束等に伴いまして、子供の居場所づくりの機運が高まっていることから、実施団体の追加及び事業拡大の募集を行い、子供が放課後等の時間にほっと安心して過ごす時間を拡大しようとするものでございます。

2の事業内容ですが、事業対象は、こどもほっとスペースづくりを新たに行う団体と、今年度、既に交付を受けている団体で事業拡大を行おうとする団体で、対象経費の5分の4を助成いたします。募集及び申請については、ホームページにて募集し、速やかな手続を行いたいと考えております。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費として100万円の増額補正をしようとするものでございます。財源内訳は、宮城県子どもの貧困対策市町村支援事業補助金、一般財源として、

それぞれ50万円となっております。

4、今後の予定ですが、令和5年10月より交付申請を行い、令和6年3月に実績報告と助成金の交付を行いたいと考えております。

歳入歳出の詳細につきましては、資料No.19、補正予算説明書でご説明させていただきます。

最初に、歳出からご説明いたします。

資料No.19の11ページ、12ページをお開きください。

第3款民生費第2項児童福祉費第5目子育て支援費第18節負担金補助及び交付金としまして100万円を計上しております。

続きまして、歳入予算について、ご説明させていただきます。

同資料、3ページ、4ページについて、お開き願います。

第16款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金第3節児童福祉補助金としまして103万4,000円を、第16款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金第2節児童福祉費補助金として50万円を、子どもの貧困対策市町村支援事業補助金として計上しております。

塩竈アフタースクール事業については、以上となります。

続きまして、子育て支援アプリ運営事業について、説明をさせていただきます。

資料No.21、議案資料30ページについて、お開きいただきたいと思います。

子育て支援アプリ運営事業についてでございます。

1の概要ですが、平成31年度から運用している子育て支援アプリに係る委託更新について、入札時期を早め、機能面の向上や競争性を高める取組を行うため、債務負担限度額を設定するものでございます。

2の対象業務についてですが、妊娠中の体調、子供の成長記録など、電子版の母子手帳機能、予防接種スケジュール管理などができる子育て支援アプリ事業を委託させていただきます。

委託期間については、令和6年4月からの3年間でございます。

次に、3の事業費及び財源内訳についてでございます。今回設定する債務負担行為限度額についてであります。事業費については198万円とし、事業内訳については、宮城県少子化対策市町村交付金、一般財源、それぞれ99万円となっております。

4、今後の予定についてでございます。令和5年11月、契約手続、アプリ運用準備、令和6年4月からの委託開始を予定してございます。

次に、補正予算について、ご説明申し上げます。

資料No.18の令和5年度一般会計特別会計補正予算をご用意いただきたいと存じます。

資料No.18の4ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正の1の追加の表でございます。3番目の子育て支援アプリ運営事業、期間が令和5年度から令和8年度の3か年、限度額198万円について、債務負担行為を設定させていただきたいと考えておるものでございます。

子ども未来課から、議案第52号の説明は、以上となります。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

○菅原委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 それでは、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、環境課所管分として1件、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.21の第3回市議会定例会議案資料の25ページをお開きいただきたいと存じます。

廃棄物処理施設整備基本計画の策定等について、ご説明申し上げます。

まず、1の概要についてでございます。本市の清掃工場などの老朽化が進んでいることなどから、今後の廃棄物処理施設整備の指針となります基本構想の策定にこれまで取り組んできたところでございます。この基本構想を踏まえまして、より具体的な事業計画などを定めるため、廃棄物処理施設整備基本計画の策定及び各種調査を行おうとするものでございます。

次に、2の事業内容でございます。(1)の事業項目に記載のとおり、基本計画の策定、生活環境影響調査、地質測量調査を行うものでございます。

(2)の実施内容でございます。こちらは、項目ごとに実施内容及び期間、事業費を記載しておりますので、大変恐れ入りますが、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

なお、表の下の米印にも記載しておりますとおり、①の項目及び②の項目につきましては、年度内での完了が困難であることから、繰越明許費を併せて設定するものでございます。

続きまして、3の事業費及び財源内訳でございます。先ほどの3つの項目の合計での事業費は1億239万4,000円となりまして、その財源としては、国からの交付金であります循環型社会形成推進交付金3,413万1,000円を見込んでおります。その差し引きであります6,826万3,000円が、一般財源となるものでございます。

続きまして、4の今後の予定でございます。補正予算をお認めいただきました後に、令和5年11月には契約手続を行い、速やかに業務に着手してまいりたいと考えております。

次に、補正予算額についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.19の補正予算説明書をご準備願いたいと存じます。

資料No.19の13ページ、14ページでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

第4款衛生費第2項清掃費第3目清掃施設費でございますが、14ページの一番右側の事業内訳欄でございますとおり、廃棄物適正処理推進費といたしまして、第2節委託料として合計で1億239万4,000円を計上するものでございます。

なお、内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

また、歳入につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の歳出予算に係る国からの交付金といたしまして、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金3,413万1,000円を計上しております。

最後に、繰越明許費についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.18をご用意いただきまして、4ページをお開きいただきたいと存じます。

一番上の第2表、繰越明許費として、今回歳出予算として計上しているもののうち、基本計画の策定業務委託と生活環境影響調査については、年度内での完了が困難であることから、その合計額であります8,743万4,000円について、繰越明許費を設定するものでございます。

環境課からの説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 それでは、税務課から、議案第53号「令和5年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料No.19、No.21をご用意願います。

本議案は、先ほど保険年金課長からご説明させていただきました、議案第50号の予算に係る議案のご説明でございます。

本議案のご説明をいたしますが、資料No.21、第3回塩竈市議会定例会議案資料、こちらの44ページをお開きください。

国民健康保険税関係手続のシステム改修についてでございます。

まず、1の概要でございますが、先ほどの議案第50号と同じで、本議案は、末尾にございま

すとおりに、基幹システムを改修しようとするものでございます。

次に、2の事業内容でございますが、本市の国民健康保険税は、所得割、均等割、平等割により算出されております。このうち、出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割と均等割を、基本的に出産予定月の前月から翌々月の4か月間を免除するため、手続課税のシステム改修を実施しようとするものでございます。

次に、3の事業費及び財源内訳につきましては、294万3,000円でございますが、財源内訳は以下に記載のとおりでございますが、こちらは資料No.19を使いましてご説明をさせていただきます。

資料No.19の塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書、31ないし32ページをお開きください。

1、総括としまして、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出補正額をそれぞれ294万3,000円増、補正後の金額、57億5,194万3,000円を計上するものでございます。

説明の都合上、まず、歳出からご説明をいたします。

お手元の資料、2枚めくりまして、35、36ページをお開きください。

第1款総務費第2項徴税费第1目賦課徴収費第12節委託料、電算業務委託料といたしまして294万3,000円とするものでございます。

続いて、この事業の財源となります収入につきまして、同じく資料、1ページ戻りまして、33、34ページをお開きください。

第6款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金として294万3,000円を計上しております。

以上が、事業費及び財源内訳の補正についてでございます。

それでは、資料No.21の44ページにお戻りいただきたいと思います。

4の今後の予定でございます。お認めいただけましたならば、令和5年10月に契約手続を始め、システム改修作業などに着手し、12月まで広報紙などによる周知を実施し、令和6年1月からシステム稼働を開始する考えでございます。

議案第53号「令和5年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきましては、以上となります。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課から、議案第54号「令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の保険事業勘定について、ご説明申し上げます。

資料№19、一般会計特別会計補正予算説明書の37ページ、38ページをお開きください。

総括表をご覧願います。歳入歳出それぞれ785万1,000円を増額し、補正後の額を57億2,435万1,000円とするものであります。

では、歳出からご説明いたします。

同じ資料の41ページ、42ページをお開きください。

第7款諸支出金第1項償還金及び加算金第2目国庫支出金等返還金でございます。説明欄記載のとおり、国庫補助金等精算還付金として合計785万1,000円を追加するものでございます。これは、社会保険診療報酬支払基金から、40歳から64歳までのいわゆる第2号保険者分として概算交付されている介護給付費交付金、地域支援事業交付金について、令和4年度分の額の確定に伴い、精算を行うものです。当該交付金の受入れ超過分を当該基金に返還するために返上するもので、例年、この時期の9月定例会におきまして、同様の補正を行っております。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、39ページ、40ページをお開き願います。

第7款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金として、歳出と同額の785万1,000円を追加するものでございます。これは、歳出予算に計上いたしました返還金の原資として、財政調整基金から取り崩し、歳入に繰り入れるものです。

議案第54号の説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 続きまして、保険年金課から、議案第55号「令和5年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について、ご説明をいたします。

資料№19、補正予算説明書の43ページ、44ページをお開き願います。

まず、総括をご覧ください。歳入歳出それぞれ、補正額の欄のとおり、867万9,000円を追加し、補正後の予算額を8億3,807万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。

同じ資料の47ページ、48ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金第1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、説明記載欄のとおり、後期高齢者医療広域連合納付

金として584万円を追加するものでございます。これは、前年度の繰越金のうち、広域連合に納付すべき金額を計上するものでございます。

次に、49ページ、50ページをお開き願います。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目保険料還付金でございますが、説明記載欄のとおり、過誤納還付金及び還付加算金として283万9,000円を追加するものでございます。これは、繰越金のうち、令和4年度決算時点における還付未済額を被保険者に還付するため、計上するものでございます。

続いて、歳入でございます。

同じ資料の45ページ、46ページをお開き願います。

第5款繰越金第1項繰越金第1目繰越金に、歳出と同額の867万9,000円を追加しておりますが、こちらは、令和4年度決算の収支差額分でございます。

議案第55号についての説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 平塚市立病院業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 それでは、私から、議案第56号「令和5年度塩竈市立病院事業会計補正予算」について、ご説明いたします。

資料No.20、令和5年度塩竈市立病院事業会計補正予算をご用意願います。

1ページをお開き願います。

第2条、業務予定量でございます。今回、主要な建設改良において、医療機器等購入として3,636万6,000円、施設改良費として6,600万円を補正するものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出ですが、初めに支出からご説明いたします。

第1款病院事業費用第1項医業費用において、職員の職場環境の改善といたしまして、更衣室内のロッカーの整備及び室内の塗装における費用といたしまして459万2,000円を増額補正するものでございます。これにより、第1款病院事業費用は、31億289万1,000円から31億748万3,000円となるものでございます。

この整備費用に係ります財源といたしましては、県補助金により対応することとしておりまして、上段の病院事業収益をご覧ください。

第1款病院事業収益第2項医業外収益を1,599万円増額補正しております。これにより、第1款病院事業収益は、31億461万8,000円から31億2,060万8,000円となるものでございます。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出ですが、支出の第1款資本的支出第1項建設改良費をご覧ください。一番下の表になります。病棟にあります空調設備が、経年劣化により稼働不能になったことや、老朽化によりまして耐用年数を越えていることから空調機器を更新、及び新型コロナウイルス等の感染症患者の受入れに際しまして、職員や患者への2次感染を防ぐための感染対策といたしまして簡易陰圧ブースの購入、あわせて、患者の療養環境の改善を図る目的といたしまして電動ベッドの購入によりまして、1億236万6,000円を増額補正するものでございます。これにより、第1款資本的支出は、4億6,468万4,000円から5億6,705万円となるものでございます。

整備費用に対する財源といたしまして、企業債及び県補助金により対応することとしており、資本的支出の上段の資本的収入をご覧ください。

第1款資本的収入第2項企業債で9,180万円、第3項県補助金で1,049万3,000円を増額補正しております。これによりまして、第1款資本的収入は、3億9,281万9,000円から4億9,511万2,000円となるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足しております7,193万8,000円につきましては、当年度の損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

第5条の債務負担行為でございます。

令和6年度当初から契約する2つの業務委託におきまして、入札までの期間を確保しまして、より競争性を高めるために、債務負担行為の期間及び限度額を設定するものでございます。

続きまして、第6条の企業債でございます。

第6条では、企業債の限度額といたしまして、当初予算に計上しておりました3億660万円の限度額を、資本的収入の企業債補正額と同額の9,180万円を増額し、3億9,840万円に改めております。

なお、3ページには、令和5年度塩竈市立病院事業会計補正予算実施計画、4ページ以降におきましては、補正予算の説明資料等となっておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

議案第56号「令和5年度塩竈市立病院事業会計補正予算」は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 それでは、保険年金課から、議案第57号「権利の放棄について」、ご説明をいたします。

資料No.5、定例会議案と、資料No.21、定例会議案資料をご用意いたします。

まず、資料No.5、定例会議案の11ページをご覧ください。

今回、権利の放棄をしようとする債権は、消滅時効が完成した国民健康保険高額療養費貸付金の債権でございます。放棄に当たっては、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

債権の内容につきましては、資料No.21、定例会議案資料の45ページでご説明をいたします。

資料No.21の45ページをお開き願います。

1の概要ですが、本市国民健康保険高額療養費貸付要綱に基づき、本市が貸付けを行った国民健康保険高額療養費貸付金の債権のうち、消滅時効が完成しているものについて、権利の放棄をしようとするものでございます。

2の高額療養費貸付金についてですが、医療機関窓口での支払いが難しい方などに対し、後日支給されます高額療養費支給額の80%相当額について、無利子で貸付けを行うものでございます。

3の権利放棄の内容でございますが、資料記載のとおり、債権額は594万3,000円、債務者数は23名、債権数は32件となります。

債権の管理としまして、督促状等の送付や訪問徴収等を実施してまいりましたが、未回収のまま時効期間10年が経過し、消滅時効が完成したものでございます。

4の債権の内訳につきましては、表に記載のとおり、平成8年度から平成16年度までの債権となります。

5の今後の予定ですが、本定例会でお認めいただければ、議決後、不納欠損処理を実施いたします。

議案第57号についての説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 私からは、議案第58号「権利の放棄について」、ご説明をいたします。

資料No.5の定例会議案及び資料No.21、議案資料をご用意いたします。

初めに、資料No.5の12ページをお開きください。

地方自治法96条第1項第10号の規定によりまして、災害援護資金貸付金についての債権を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

2の債権額は、1,530万5,200円で、債権数は31件となっております。

4の放棄の理由ですが、滞納発生後、督促等を行ってきたものの、返済がなされず、未回収のまま時効期間が経過し、消滅時効が完成したためでございます。

5の債権の内訳ですが、こちらは貸付けを実施した年度ごとに集計をしたものとなります。

資料No.21、議案資料の46ページをお開きください。

1、2、3につきましては、ただいま説明したとおりでございます。

(5)のところで、未回収のまま、時効期間10年が経過したために、消滅時効が完成したとなっております。

また、5の債権の内訳の表をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、この災害援護資金貸付金の申請をいただく理由になった災害ごとに、その件数をまとめてございます。

すみません、3の債権の内訳でございますね、すみません。こちらの表は、その災害ごとに整理をしたものになります。一番古いものと、宮城県沖地震、昭和53年に発生した地震になります。今から45年前となります。最近のものでも、平成6年に発生した9.22の豪雨災害となっております。このように、かなり古い災害についての災害援護資金貸付金について、今回、権利の放棄をさせていただきたいとするものでございます。

4の今後の予定でございます。議決後、不納欠損処理を実施していきたいというふうに考えてございます。

生活福祉課からの説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 続きまして、健康づくり課から、議案第59号「権利の放棄について」の内容について、ご説明させていただきたいと思います。

説明に際しましては、資料No.5とNo.21を使用させていただきます。

まず初めに、資料No.5の13ページをご覧いただければと存じます。

本議案における権利の放棄につきましては、乳がん検診撮影料についての債権でございます。

この権利について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、概要等につきましては、資料No.21の議案資料にて説明をさせていただきたいと思います。

資料No.21の47ページをご覧くださいと存じます。

概要についてですけれども、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいて本市にて実施しております乳がん検診に係る撮影料の債権について、消滅時効が完成しているものについて、権利の放棄をするものでございます。

2の権利の放棄の内容、3の債権の内訳の部分について、まとめて説明をさせていただきます。権利の内容につきましては、平成23年度の乳がん検診に係る撮影料で、債務者1名、債権数は1件、債権金額は4,158円になります。放棄の理由についてですけれども、平成24年4月に債権発生後、平成24年5月に督促等を行ってきましたが返済がされず、未収のまま時効期間となる10年が経過し、消滅時効が完成したため、権利の放棄をするものでございます。

なお、債務者につきましては、所在調査を行ったところ、令和3年12月27日に職権消除になっていることを確認しているところでございます。

4の今後の予定でございます。今議会において、お認めいただいた後、不納欠損処理を実施したいと考えております。

健康づくり課からの議案第59号「権利の放棄について」の説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 平塚市立病院業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 それでは、私から、議案第61号「権利の放棄について」、ご説明いたします。

同じく資料No.5の令和5年第3回塩竈市議会定例会議案と、資料No.21の第3回市議会定例会議案資料でご説明いたしますので、ご準備をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料No.5の令和5年第3回塩竈市議会定例会議案の16ページをお開き願います。

今回、病院事業に係ります診療費及び介護サービス利用料における債権の権利について、放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、議案資料でご説明させていただきますので、資料No.21の第3回市議会定例会資料の49ページをお開き願います。

1の概要でございます。塩竈市立病院の診療費及び介護サービス利用料におきまして、消滅時効が完成している債権におきまして、今回、権利の放棄をするものでございます。

3の権利の放棄の内容でございますが、2の債権額は5,973万3,684円、(3)の債務者数は1,252人、(4)の債権件数は2,187件となっております。

(5)の放棄の理由についてでございますが、滞納が発生した後に、督促や催告、分納誓約書の取り交わしなどを行ってまいりましたが、返済がされず、未回収のまま時効期間が経過し、消滅時効が完成したことから、今回、権利を放棄するものでございます。

(6)の時効期間でございますが、診療費におきましては3年、介護サービス利用料におきましては10年となっております。

(7)の債権の管理の状況でございますが、未納が確認された後に、台帳におきまして管理し、その後、督促状など送付後も納入がない場合、訪問徴収等を実施しまして、滞納者に応じて分納誓約を取り付けておりましたけれども、それでもなお未納である場合につきましては、所在調査等を実施し、必要に応じて法律事務所に委託などを行ってまいったところでございます。

4の債権の内訳でございますが、平成12年度から平成29年度までの債権で2,187件、総額5,973万3,684円となっております。

恐れ入ります、50ページをお開き願います。

5の今後の予定でございますが、民法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年4月1日以降に生じる病院の私債権全て、時効期間が5年に改正となったことを踏まえまして、新たに市立病院の債権管理規程等を制定いたしまして、より適切な債権管理を行ってまいるところでございます。

議案第61号「権利の放棄について」は、以上でございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○菅原委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 私からは、議案第63号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

資料No.5の20ページをお開きください。

まず、本件の提案理由にありますとおり、塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者候補者として選定いたしました団体を指定管理者として指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、施設の名称は、塩竈市障害児通園事業施設、塩竈市ひまわり園でございます。藤倉保育所に併設されている施設となります。

2の指定する団体は、認定NPO法人さわおとの森となります。

3の指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年となります。

資料No.21、議案資料の52ページをお開き願います。

指定管理者候補者の概要について、ご説明いたします。

団体名が、認定NPO法人さわおとの森、所在地は、利府町利府字八幡崎63番1となっております。

また、6の主な実施事業といたしましては、障がい福祉サービス及び障がいの家族に対する支援事業となっております。

また、9の事業実績をご覧ください。ひまわり園で実施しております、児童発達支援及び放課後等デイサービスと同等の事業を、複数の施設で実施してございます。

同じ資料の53ページをご覧ください。

指定管理候補者の選定結果についてですが、1の経過にありますとおり、令和5年6月16日に募集を開始し、8月9日に締め切りましたところ、1団体から申請があり、8月16日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者の選定を行っております。

2の審査の概要ですが、市職員4名及び外部有識者1名で構成いたします塩竈市障害児通園事業施設指定管理者候補者選定委員会を設置し、各委員の持ち点を100点、合計500点満点として審査、評価を行いましたところ、選定基準としておりました7割、350点を超える412点を獲得しましたことから、3の審査結果にありますとおり、認定NPO法人さわおとの森を指定管理者候補者に選定いたしました。

4の評価のポイントといたしましては、①で経営基盤が安定している、②障がい児通所施設等を運営する上での国の基準を大きく上回っている、③社会福祉士や精神保健福祉士など有資格者を潤沢に確保していること、④法人内の臨床発達心理士や作業療法士を活用し、障がい児や、その家族へのきめ細かな支援が提案されていることなどが挙げられます。

54ページをお開きください。

5の選定基準項目と評価点数を記載してございます。後ほどご覧いただければと存じます。

なお、55ページからは、本事業の募集要項、63ページからは指定管理業務仕様書を掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

生活福祉課からの説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 では、これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 よろしくお祈いします。

初めに、議案第50号に関わってお尋ねします。資料No.21の5ページですが、出産する国民健康保険被保険者に対する保険税の免税に関して、対象者に実行されるまでの流れ、必要な書類であるとか、その流れについてお尋ねしたいのですが。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 免除までの流れということでのご質疑でございます。

まず、今回、お認めいただきましたらば、来年の1月1日から施行になりますけれども、出産予定日の6か月前から申請受付が可能ということになりますので、議決後、準備が整い次第、まず、対象の方については、受付を開始したいと考えてございます。

また、対象となる方につきましては、まず、にこサポで、出産届等の手続にいらっしゃいますので、そのタイミングで、まず、本市のこの制度についてご説明をさせていただき、また、広報紙等でこの免除についての制度の周知をさせていただきまして、広く周知を行った後、まずは保険年金課に手続に来ていただくという形になります。

6か月前からということで、今回対象となりますのは、今年度の11月出産予定以降の方が、今回の免除の対象という形になります。以上でございます。（「ありがとうございます。最初……」の声あり）

○菅原委員長 手を挙げて。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。子育て世代を支援する、意義ある制度ですので、対象者に漏れなく届くような仕組みについて、質疑させていただきました。ありがとうございます。

続いて、よろしいですか。

○菅原委員長 はい、いいです。どうぞ。

○鈴木（悦）委員 資料No.19の8ページです。区分のところ、第18節負担金、補助及び交付金の説明のところにあります町内会等コミュニティ強化支援事業と、一番右下、集会所関係費、それぞれの事業内容の細かい内容を教えていただければと。

○菅原委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 資料No.19、8ページの町内会等コミュニティ強化支援事業、それから集会所関係費についてのご質疑をいただきました。

まず、町内会等コミュニティ強化支援事業につきましては、新型コロナの影響もありまして活動が低迷している町内会に対しまして、活動の活性化を図っていただくために、事業活動に対する補助金を交付して支援しようというものになります。

それから、集会所関係費につきましては、集会所について、活動の場となる大事な地域の集会所になりますので、こちらの活動の場の確保、それから施設の維持を図る目的で、改修などに係る費用の一部を助成させていただいているものになります。以上です。（「ありがとうございます。具体的……」の声あり）

○菅原委員長 手を挙げてください。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。具体的な金額とか、条件とか、そういうところを教えてくださいいいですか。

○菅原委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 具体的なことということで、ご質疑いただいております。

まず、町内会等コミュニティ強化支援事業につきましては、現在、町内会が166町内会ございます。こちらにつきましては、10万円を限度額にしまして、該当する8つの事業に対して補助を交付しようということになります。

昨年の例を申し上げますと、約4割近い町内会では、ごみ集積所の消耗品ですとか、環境整備というところに使われたケースが多かったです。ただ、それ以外にも、防災のハザードマップの作成ですとか、それから夏祭り、秋祭りなどに充てられた町内会もございました。

それから、集会所関係費につきましては、現在、市内では55施設、集会施設がございます。そのうち、活用しているのが53施設になりますけれども、こちらでは、例年4月、年度当初に要望の調査をしまして、お手を挙げていただいた集会所、町内会に、優先順位を決めながら整備の補助をさせていただくことになります。

今回の第12節委託料の中で、集会所指定管理料ということで83万4,000円組ませていただいております。こちらにつきましては、3集会所が対象になっております。それから、10ページの集会所建設等補助金としまして、こちらにつきましても、3町内会の施設の修繕を予定させていただいております。

また、一部、現在、安全性の確保ができないために、集会所の利用ができない町内会がございまして、そちらにつきましては、代替施設の利用料ということで、補助を6万3,000円ほど計上させていただいているところです。以上です。（「以上です」の声あり）

○菅原委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかにご発言はございませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 資料、21ページの中の……21。

○菅原委員長 21ページ、21。

○辻畑委員 資料No.21の29ページ、ゆっくり言ったんです、ごめんなさい。29ページです。

塩竈アフタースクールの事業のことで、2の事業内容、今年度、既に交付を受けている団体で事業拡大を行おうとするとありますが、具体的にどういうことなんでしょうか。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ただいまご質疑を頂戴いたしました。本年度、6団体の団体から、ほっとスペースづくりの支援の申請をいただいております。今年度の予算が100万円ということで、新規事業者2団体を優先しまして、そのほかの4団体には、満額の交付というのがなかなか難しかったところがございます。

今回、補正をお認めいただきましたら、満額交付できなくてちょっと控えていた事業について、今回申請いただくことによって、再度、その事業がなされればと考えてございます。以上です。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 はい、分かりましたというか、ごめんなさい、もう一回。事業拡大というのは、その事業をやっているところの、どういうところを事業拡大という表現なんでしょうか。ごめんなさい。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、お答えいたします。

例えば、子ども食堂ですと、12回の開催予定ということですが、一部の補助金の支給になっ

てしまったので半分しか開催できないのを、残りの半分も開催できるようにということで、追加補助をお受けさせていただければと考えてございます。以上です。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 はい、分かりました。

それから、資料No.19の12ページ、敬老乗船券費ということで上がっていますが、70歳以上という説明があったと思いますが、ほんにこれは喜ばれる事業だと思いました。

これによって、結構利用する方が増えて、補正ということで新たにこの500万円が追加されたのでしょうか。どれくらい利用されているのかとか、教えてください。

○菅原委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 敬老乗船券のご質疑でございました。

今回、下期分として500万円計上しているのです、上半期が500万円ということで、年2回ということでの下期分ということになっております。

利用率なんですけれども、基本的には、これまでの傾向から見ると、大体60%ぐらいの方が利用されているということになります。なので、例えば、192枚、1人の方に配りますけれども、その中から60%分ぐらい、1人の方が使っているというような、そういう状況でございます。以上でございます。（「はい、分かりました」の声あり）

○菅原委員長 ほかにご発言はございませんか。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 資料No.21で、議案第50号、先ほど鈴木悦代委員が質疑した国民健康保険税一部改正の部分で、要は、子育て支援の一部で、よいことですが、その減免される、まあ、個人差もあるでしょうけれども、平均的に、その4か月間、1か月でどのぐらい……

○菅原委員長 5ページです。

○鈴木（新）委員 5ページです。すみません、5ページです。

どのぐらい減額されるのかと、平均的で結構ですから、分かる範囲で。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 免除額の月の平均ということで、ご質疑をいただいておりますけれども、令和4年度の出産育児金を支給された方の数値を参考ということで、1人当たりの平均月額割を算出したところ、1月当たり大体5,536円となっております。以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 それに関して、その財源として、歳入歳出というのは、どこの項目に記載されていますかね。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 先ほどご説明した、今回は公費負担ということになりますけれども、そちらにつきましては、どれくらいの方が免除対象になるかということが、ちょっとまだ不確定な部分もございますので、この部分につきましては、2月補正の中で計上させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○菅原委員長 ほかにご発言ありませんか。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 すみません、関連で、もう一つだけなんですけれども、その告知に関して、今の同じ質疑の中の関連なんですけれども、今後の対策ということで、12月に広報紙にという記載があって、啓蒙活動なんですけれども、今、10月、11月と考えると、子育ての中で、もうちょっと間を、時間をもらってですね、例えば、半年前とか、3か月前とかの告知をしたほうが、まあ、計画出産というわけじゃないでしょうけれども、より効率的に助成がされるのではないかというものを率直に感じたものですから、できるだけ早い告知というのは必要性が高いと思っていますけれども、ということで。

○菅原委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 周知のところになりますけれども、より多くの方に速やかに手続きしていただくということで、まず、議決いただきましたら、まず、10月中にはにこサポに、案内のチラシですとか、そういったものを渡させていただきまして、手続きに来られる方にお話をきちんとさせていただくようお願いをしております。

また、SNS等、LINE等も使いまして、こちらにつきましてはすぐに、議決いただければアップすることも可能になりますので、そちらについても周知を徹底してまいりたいと考えてございます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

○菅原委員長 ほかにご発言はございますか。（「なし」の声あり）では、よろしいですね。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

○菅原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決します。

議案第50号、第52号ないし第59号、第61号及び第63号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅原委員長 挙手全員であります。

よって、議案第50号、第52号ないし第59号、第61号及び第63号については、原案のとおり可決いたしました。

それでは、これより「閉会中の継続審査・調査の申し出について」、議題といたします。

本委員会について、議長に申し出する閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅原委員長 異議なしと認め、本委員会において、議長に申し出します閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとすることを決定いたしました。

以上で、本会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時17分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 菅原善幸